

美瑛の美しい景観を守り育てる条例施行規則

美瑛の美しい景観を守り育てる条例施行規則（平成15年美瑛町規則第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び美瑛の美しい景観を守り育てる条例（平成27年美瑛町条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（建築物以外の工作物）

第2条 条例第2条第7号に規定する建築物以外の工作物で規則に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 門、堀、垣、柵、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 煙突その他これらに類するもの
- (3) 物見台塔その他これらに類するもの
- (4) 電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物、通信用鉄塔その他これらに類するもの
- (5) 太陽電池発電設備
- (6) その他町長が指定し、告示したもの

（関係住民等）

第3条 条例第2条第13号に規定する関係住民等は、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 法第16条第1項第1号から第4号に規定する行為（以下「行為等」という。）予定敷地に隣接する土地及び建築物の所有者並びに占有者
- (2) 行為等予定敷地の属する行政区又は町内会の町民
- (3) 行為等予定敷地の属する行政区又は町内会と隣接し、行為等の影響が懸念されると町長が認めた行政区又は町内会の町民

（景観計画の軽微な変更）

第4条 条例第9条第4項の規則で定める軽微な変更は、法、条例その他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理等とする。

（計画提案をすることができる団体）

第5条 条例第10条に規定する規則で定める団体は、次に掲げる要件を満たすものとして町長が認める団体とする。

- (1) その活動が営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とするものでないこと。
- (2) 構成員の全部又は一部が町内に住所を有する者であること。

（行為の届出等）

第6条 条例第12条第1項に規定する行為の届出等は、次の各号に掲げる届出又は通知の区分に応じ、当該各号に定める様式により行わなければならない。

- (1) 法第16条第1項の規定による届出 行為の届出書（別記様式第1号）
- (2) 法第16条第2項の規定による届出 行為の変更届出書（別記様式第2号）
- (3) 法第16条第5項の規定による通知 行為の通知書（別記様式第3号）

2 条例第12条第3項の規則で定める図書は、別表1（第12条第2項において同じ。）のとおりとする。

3 第1項第2号の届出書には、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項各号に掲げる図書のうち、変更の内容の説明に必要なものを添付しなければならない。

（適用除外行為）

第7条 条例第13条第1号の規則で定める行為は、次の各号に掲げる法令の規定に基づき、許可、認可、届出等を要する行為とする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第15条
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第2項、第3項及び第6項（同法第16条第4項において準用する場合を含む。）、第20条第3項、第21条第3項、第33条第1項並びに第68条第1項後段

2 条例第13条第3号の規則で定める規模は、別表2のとおりとする。

(事前公開の標識)

第8条 条例第15条第2項に規定する標識(以下「標識」という。)は、行為等のお知らせ(別記様式第4号)によるものとする。

2 標識の設置に係る費用は、事業者の負担とする。

(説明会の開催)

第9条 条例第16条第2項の規定による公表は、当該説明会の日程、場所、行為等の内容等を関係住民等への通知、回覧その他の方法により行うものとする。

2 条例第16条第4項の規定による報告は、関係住民等説明会結果報告書(別記様式第5号)によるものとする。

(公聴会の開催)

第10条 町長は、条例第16条第6項の規定により、行為等に関して広く町民の意見を聴取する必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

2 町長は、前項の公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ、公告その他の方法により、町民に周知しなければならない。

3 町長は、行為等についての説明を行わせるために、事業者に対して公聴会への出席を求めることができる。

4 公聴会の運営その他に関する事項は、別に定める。

(輕易な行為の届出)

第11条 条例第18条第1項に規定する届出は、輕易な行為届出書(別記様式第6号)によるものとする。

(輕易な行為の対象)

第12条 条例第18条第1項第1号に定める行為は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 建築物の建築等にあつては、延べ床面積が175平方メートル以上かつ高さが5メートル以上のもの

(2) 工作物の建設等にあつては、高さが5メートル以上のもの

(3) 屋外広告物の設置にあつては、広告物の片面の表示面積が2平方メートル以上又は高さ5メートル以上のもの

(4) 森林の伐採にあつては、伐採面積が100平方メートル以上のもの(ただし、森林経営計画に基づく伐採については除く。)

(5) 屋外における物件の堆積にあつては、堆積を行う土地の面積が100平方メートル以上又は高さが3メートル以上かつ堆積する期間が60日を超えるもの

(6) 景観計画に定める景観育成区域内における行為にあつては、別表3に定めるもの

2 町長は、前項各号に掲げる行為において、特に景観に影響を与えると認めるときは、必要な図書の提出を求めることができる。

(景観重要建造物の標識)

第13条 法第21条第2項の規定による標識には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 景観重要建造物である旨

(2) 景観重要建造物の名称

(3) 指定年月日

(4) その他町長が必要と認める事項

2 前項の標識は、景観重要建造物の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の標識)

第14条 法第30条第2項の規定による標識には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 景観重要樹木である旨

(2) 景観重要樹木の樹種

(3) 指定年月日

(4) その他町長が必要と認める事項

2 前項の標識は、景観重要樹木の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平27年7月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

建築物の建築等又は工作物の建設等の場合

図書の名称	縮尺	表示すべき事項	備考
位置図	2,500分の1以上	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況	
配置図	200分の1以上	当該敷地内における建築物又は工作物の設置位置	樹木や道路の配置、法面の有無、地形や土地利用など周辺環境との関係性を示すこと
平面図	200分の1以上	建築物又は工作物の間取り、寸法、床面積	用途や構成を示すこと
立面図	200分の1以上	建築物又は工作物の高さ及び外観等	彩色が施され、2面以上示すこと
写真		当該敷地及び当該敷地の周辺の状況	
パース図		建築物又は工作物の彩色も含めた完成予想図	
土地の造成計画平面図及び断面図	200分の1以上	現況、計画地盤面、切土、盛土等の状況	条例第12条第2項第1号及び第2号に掲げる行為のみ
森林伐採計画	2,500分の1以上	伐採を行う範囲及び伐採後に行う措置	条例第12条第2項第3号に掲げる行為のみ
その他町長が必要と認める図書及び資料			必要に応じて提出

別表2（第7条関係）

行為の区分		規模	
建築物	新築、増築、改築又は移転	高さ10m未満かつ地上3階建て未満かつ述べ面積1,000平方メートル未満（都市計画法〔昭和43年法律第100号〕に規定する用途地域にあっては、高さ15m未満又は地上3階建て未満かつ述べ面積2,000平方メートル未満）	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の規模の建築物の外観・色彩の変更	
工作物	新設、増築、改築又は移転	第2条第1号に掲げる工作物	高さ5m未満
		第2条第2号から第4号に掲げる工作物	高さ10m未満（都市計画法に規定する用途地域にあっては、高さ13m未満）
		その他の工作物	高さ10m未満かつ築造面積1,000平方メートル未満（都市計画法に規定する用途地域にあっては、高さ13m未満かつ築造面積1,000平方メートル未満）
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の規模の工作物の外観・色彩の変更	
土地の区画形質の変更		面積1,000平方メートル未満又は切土、盛	

	土、切盛土で高さ2m未満（都市計画法に規定する用途地域にあっては、面積3,000平方メートル未満又は切土、盛土、切盛土で高さ2m未満）
急傾斜地での土地の造成	平均斜度30度未満又は傾斜直高10m未満
森林の伐採	伐採面積5,000平方メートル未満又は森林経営計画に基づく伐採

別表3（第12条関係）

景観育成区域名	届出の対象となる行為
本通景観育成区域	建築物の新築、増築、改築又は移転
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
丸山通・西大通景観育成区域	建築物の新築、増築、改築又は移転
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
国道273号沿道区域	建築物の新築、増築、改築又は移転
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
道道966号沿道区域	建築物の新築、増築、改築又は移転
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

別記様式第1号（第6条関係）

別記様式第2号（第6条関係）

別記様式第3号（第6条関係）

別記様式第4号（第8条関係）

別記様式第5号（第9条関係）

別記様式第6号（第11条関係）